



## 金融商品会計をめぐる論点

PwC の金融商品トピックチームのパートナー4 人が、企業がこの会計領域で直面する、主要な国際財務報告基準 (IFRS) に関する問題点を議論しました。この議論のハイライト(金融商品および関連するプロジェクト、負債と資本、IFRS 第 7 号、IFRIC 第 12 号、およびヘッジ関係の指定を扱う)を以下に掲載します。

### 参加者

**Ian Farrar (IF)**

PwCグローバル・アカウンティング・コンサルティング・サービス、香港／中国

**Regina Fikkers (RF)**

PwCグローバル・アカウンティング・コンサルティング・サービス、オーストラリア

**Marie Kling (MK)**

PwCグローバル・アカウンティング・コンサルティング・サービス、米国

**Bernd Roese (BR)**

PwCグローバル・アカウンティング・コンサルティング・サービス、ドイツ

**IF (Ian Farrar):** 金融商品に関連する問題は、しばしば特に複雑だと言われます。皆さんが担当される地域では、どのような問題で最もお困りですか？

**RF (Regina Fikkers):** 負債・資本に関する問題、特にプライベート・エクイティ発行者が複雑な金融商品を開発し、これにより意図しない会計上の結果が生まれる場合があります。例としては、転換条件にあまりに多くの選択肢が設けられることによって、企業が金融商品の中に組込デリバティブを有してしまっている場合などがあげられます。

**IF:** 香港や中国でも同じ状況があります。これらの地域では、一見して影響は無さそうな転換条件の変更が、しばしば、会計に重要な影響を与えています。

**MK (Marie Kling):** 負債・資本の領域に関するその他の問題としては、条件付の決済手段およびこれらの決済手段に基づく負債の分類などがあります。また、我々は(特にファンドにおける)プット可能な金融商品および関連する負債の分類に関して質問を受けることがあります。最近公表された国際会計基準 (IAS) 第 32 号の改訂により、将来的に、これらの金融商品の一部は資本への分類が許容されます。また、IFRS モデルの適用の難しさ(IFRS モデルは米国モデルとは大幅に異なる)により、認識の中止(金融資産の譲渡)から難しい問題が生じます。

**BR (Bernd Roese):** ドイツにおいても、負債・資本の分類は問題となっていますが、解釈指針委員会 (SIC) 解釈指針第 12 号 (SIC 第 12 号) における SPE を連結するかどうかの判断を要する金融商品があります。リスクおよび便益の評価に注目しますが、SIC 第 12 号における指標のリストに含められているのはそれだけではありません。取引の全体像と実質に注目しないと結論が出せない場合があります。特に、「SPE は誰のために設立されたのか?」、また「意思決定プロセスはどのようにになっているのか?」を検討しなければなりません。これらの問題は、リスクおよび便益の評価と同じくらい重要な場合があります。

**IF:** 国際会計基準審議会(IASB)と国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)には、それぞれ金融商品およびそれに関連する領域を扱うプロジェクトがあります。どちらが財務報告に大きな改善をもたらすと考えますか？

**MK:** 負債・資本プロジェクトは、概念モデルの全体を検討するという点で、またIAS第32号の適用が、直感的に理解が困難な結果を生じさせないという点でも、重要な改善をもたらすでしょう。また私は、公正価値による測定に関するコンバージェンスに期待しています。米国の新基準は、いくつかの点でIFRSと異なっており、財務諸表利用者に、大西洋を挟んだ一方で「適正」とされたものがその反対側で「適正でない」とされることを説明するのは極めて難しいことです。

**RF:** 私は、保険プロジェクトは、財務報告に首尾一貫性を持たせるための良いステップだと考えます。また、保険プロジェクトは、開発段階においてアナリストおよび情報利用者のニーズを把握しようとするもので、IASBの取り組みの良い例です。

**BR:** Marieさんが言ったことの繰り返しになりますが、私は、負債・資本プロジェクトによって重要な改善がもたらされる可能性あると考えており、これは金融商品の分野において最も重要なプロジェクトのひとつだと考えます。

**IF:** リースに関するプロジェクトについてはいかがでしょうか？ 履き古した靴に例えると、現行モデルはかたちが崩れて、修理が必要な状況でしょうか？ それとも、財務報告作成者および利用者は現行モデルを満足できるものとして評価しているでしょうか？

**BR:** リースに関する基準は概念的な観点から改善が必要です。このモデルは他の基準における資産および債務の認識と首尾一貫していません。しかし、財務報告作成者および利用者は現行のリース基準に親しんでいます。このため私は、ドイツの市場に関しては、リースよりも他の項目を優先して考えます。

**IF:** 私がアナリストとリースの問題について議論するとき、彼らは自己資本比率の計算にあたり、しばしばオペレーティング・リース債務を負債に含めているといっています。このようなことから、私はリースに関するプロジェクトは、財務諸表利用者が重要だと考える情報を提供するための良い機会だと考えます。しかし、米国のリース業界は巨大です。リース関連企業の多くは、リースをオフバランス化するための構造化を行ってきています。問題は、米国企業が、リース負債を貸借対照表に計上させる新基準にどのような反応を示すかです。

**MK:** このプロジェクトは、FASBとの共同プロジェクトです。SECおよびその他の関係者は、リース会計により資金調達がおフバランス化されることに懸念を示しています。米国では、米国会計基準が明確なルールを設けており、またその規定は極めて具体的なため、現状はさらに悪いと言えます。したがって、実務でリース・モデルの適用が浸透していることは認めますが、これはFASBとIASBにとって優先度の高い問題と考えます。

**IF:** 現行の負債・資本モデルの複雑性に関しては早くから懸念がありました。現在取り組みが行われている負債と資本のプロジェクトには3つのモデルがあり、それぞれ固有の問題を抱えています。もし皆さんがこれらのモデルを自由に選択できるとしたら、どのモデルを選びますか？

**MK:** IAS第32号は、米国会計基準の様々な基準と比べ、負債および資本の定義が単純なのでこの基準を支持します。しかし、残念ながら、IAS第32号は必ずしも直感的に理解し易いものではなく、適用にあたり多くの問題が生じます。この新しいモデルが当該金融商品の経済的側面をより良く反映し、すべての人が当該金融商品を負債と認め(またそのように評価し)、最終的には会計的観点からそれが負債に分類されることを期待しています。

**RF:** 私は、貸借対照表上、金融商品を流動性配列により分類する考え方を支持します。しかし、おそらくこの考え方は今日の世界においては単純過ぎるでしょう。基本的所有アプローチ(basic ownership approach)は厳格過ぎる可能性があり、また期待結果再評価アプローチ(reassessed expected outcomes approach)は実務的でないと考えられます。私は、ある程度IAS第32号に類似しているが、より明確に定義することが現実的な解決策と考えます。おそらく、所有決済アプローチ(ownership settlement approach)がそれに該当すると考えます。

**BR:** IAS第32号およびその他の新しい基準に係る会計的課題は、資本を定義するための経済モデルを必要としていることです。このような課題は、多くの地域で法律問題に発展し、それがさらに大きな問題となる可能性があります。私は、基準が改訂され、プツ

ト可能な金融商品が残余持分に、またキャッシュ・フローが業績に関連づけられることを期待しています。いずれにしろ、企業業績がどうなのかがわからなければ、その改訂により何らかの問題が生じます。

**IF:** Reginaさんが言った、項目を請求優先度の高いものから順に表示する請求権アプローチ(claims approach)の考え方は、表示という観点からは申し分ないのですが、これにより測定の問題が生じないでしょうか？ 皆さんは負債の測定を修正しますか？ それとも、毎期、資本を再測定することを素直に受け入れますか？

**BR:** 私は、提案されているいずれのモデルも、公正価値あるいは償却原価による測定から再測定を行わない方法に変更し、さらにその違いを明確にする必要があると考えます。

**IF:** このトピックは非常に難しく、すべての人を納得させる答えは無いだろうということが明らかになったと思います。

**IF:** 多くの財務報告作成者は、2007年12月にIFRS第7号を初度適用することが要求されています。皆さんの地域における企業の準備状況はいかがですか？ また、どの規定が実務上最も困難だと考えますか？

**BR:** ほとんどの企業は十分に準備できているようです。これは企業にこの基準を適用するための十分な時間が与えられていたからだと思います。ドイツでは、IFRS第7号とIFRS第5号との関係、特に企業によっては廃止事業において有する金融商品に関してIFRS第7号の開示を行いたくないことから、激しい議論が行われました。私はこれを理解できます。なぜなら、これにより、廃止事業の一部として短期売却される可能性の高い長期の金融商品に関して、将来の予測情報を提供しようという意識が制限されてしまうからです。しかし現在のところ、IFRS第7号では適用除外の範囲は明確に示されていません。

**RF:** 最初の問題として、受取債権の期限が一日経過しており、それらを期限が経過したものとして分類しているが、減損は生じていない場合があります。ひとつの例として、企業は取引相手に30日以内の支払いを促すために、企業が14日間を期限に指定する場合があります。IFRS第7号は、それらの債務に関して担保の公正価値を開示するよう求めています。この入手は困難です。これは企業にとって留意すべき点です。なぜなら、実務上何が不可能かを判断する点において、「結論の根拠(Basis for Conclusions)」がIFRS第7号本文と異なっているため、混乱が生じているからです。IFRS第7号本文は、企業が公正価値を決定するための努力をすることを求めています。

**MK:** 多くの企業にとって、基本的な考え方の変更を意味しています。IFRS第7号は、企業が財務リスクとその性質をどのように管理しているかに関する開示に重点を置いています。企業がこれらの問題について検討し、それらをIFRS第7号の開示により投資家に伝えることを促す取り組みは極めて重要です。

**IF:** その考え方に関しては、全く同感です。我々は2007年を通じ、香港および中国における数多くのIPOでIFRS第7号を適用しなければならませんでした。ですから、IFRS第7号が早い時期に適用されるのを見てきたわけです。非常に一般的な問題として、企業は自らの活動に関する説明、特に金利リスクに関して説明することに慣れていないということがあります。しかし、変動金利負債(したがって、キャッシュ・フロー金利リスク)か、固定金利負債(したがって、公正価値金利リスク)かの選択は、通常、自覚して判断しています。それは、当該リスクをどのように管理するか思考過程そのものです。企業は、IFRS第7号の開示により、リスク管理プロセスに関してポジティブなメッセージを送るという貴重な機会が得られます。

**RF:** 私は、開示の量ではなく、提供される開示の質が重要だと考えます。過去に、開示において、その質は細部に隠されていることが多々ありました。IFRS第7号に基づく開示は市場に適切なメッセージを送る絶好の機会と考えるべきです。

**IF:** IFRIC第12号は、12月決算の企業に対し、2008年に初度適用されます。皆さんの地域の企業にとって最も大きな変化が予想されるのは何ですか？

**IF:** 中国政府は、一般に対し幅広いサービスを提供するための準備をしています。国有企業が政府の延長か、それとも独立した企業として活動しているかの境界は明確でなくなる可能性があります。企業はどのような場合に民間企業、公共企業あるいは準公共企業となるのか また、IFRIC第12号の適用範囲の観点からどのような影響を受けるかです。

**BR:** IFRIC 第 12 号は EU における適用が未だ承認されていませんが、ドイツでは、企業は既に IFRIC 第 12 号による影響を検計しています。従来、サービス譲与契約は、取引構造に基づき有形固定資産またはリースに表示されることになっていました。しかし、今後、企業はこれらを別の項目（金融資産あるいは無形資産）で報告しなければならなくなります。多くの財務報告作成者および利用者にとって、これは大きな変革となるでしょう。

**RF:** オーストラリアにおいては、金融商品を含むこの種の取引や無形資産を用いている企業会計実務があるため、必ずしも新たな変革というわけではありませんが、IFRIC 第 12 号により適用範囲は拡大します。私は、それらを異なる方法で会計処理してきた可能性のある幅広い企業に、どうやって首尾一貫性を持たせるかということの意味していると考えます。

**IF:** ヘッジ関係の指定は、IAS 第 39 号に基づく有効なヘッジを実現する上で重要ですか？ 多くの人は、この問題を困難に感じており、IFRIC はヘッジ対象に指定できるものに関する説明や有効性テストに関する追加指針の公表を求められました。皆さんは、現行の IAS 第 39 号の適用は難しいと感じますか？ また、部分ヘッジに関する公開草案がそれらの要求に応じていると思いますか？

**RF:** 我々は、IFRS への移行に関する問題を数多く見ましたが、現在では、ほとんどの企業が自らのヘッジ会計に満足しています。したがって、この問題は解消されました。現在、我々が困難に感じている領域は、純投資ヘッジ、および純投資の解消と売却です。なぜなら、これは取引における次の段階だからです。

**MK:** 実務では常に問題が発生します。これは、取引は進化するものであり、より先進的な企業は既存のヘッジ実務を改善するために新たな戦略を考え出すからです。部分ヘッジに関する公開草案に関して残念なのは、有効なものと同効でないものが例示されたことです。これは実務においては極めて難しい問題です。なぜなら、人々はこの例を基に、これに含まれなかった項目について延々と議論することになるからです。この問題は、原則主義か規則主義か、また原則の適用における判断の使用という大きなテーマに帰着します。

**BR:** 私が最も懸念しているのは—それが我々のホット・トピックスのひとつであるということも理由ですが—非金融項目の部分ヘッジが大幅に制限されることです。原材料費のボラティリティの増加により、ますます多くの企業が、それぞれが有するエクスポージャーをどのようにヘッジするか、また IAS 第 39 号に基づきどのようにヘッジ会計を実現するかについて考えるようになっていきます。

**IF:** これは我々にとっても問題です。我々は、効率的なヘッジが困難な、コモディティ関連の問題（例えば、商品価格が、商品指数に変動輸送費を加算した金額に基づく場合）を数多く知っています。輸送費の変動によっては、ヘッジの指定が失敗する可能性があります。

**IF:** 相殺ポジションに対してヘッジ会計を適用しない企業は数多く存在しますか？ またヘッジ会計を適用する能力がないことは皆さんの地域での事業戦略に影響を及ぼしましたか？

**RF:** 企業が実際に「ヘッジ会計は複雑過ぎるので、ボラティリティを受け入れてしまっただろうか」と言っている事例があります。しかしながら、この複雑性に対応できるリソースを有している優良企業は、深刻には考えていないようです。企業は、以前と同じように処理しています。ただし、会計がキャッシュに変化を与えることはなく、そのボラティリティについて説明することは難しいといえます。

**MF:** 私もそう思います。損益計算書を改善することが重要です。

**BR:** 私は、デリバティブを多く保有していない場合を除きヘッジ会計を適用しないこととし、損益計算書においてボラティリティを受け入れる中小企業を知っています。私がクライアントと話す時にいつも言うのは、文書化を行っていないためにヘッジ会計を適用しないことを開示する場合には、それらの企業はそのリスク管理に関して市場に伝えるメッセージを検討しなければならない点です。

**MK:** 米国企業の中には、この分野におけるモデルおよび修正再表示の複雑さから、ヘッジ会計を 2 度と適用したくないと考えている企業もあります。

**IF:** 我はおそらく米国とは全く逆のことを経験しているかもしれません。IFRS では、ショートカット法は認められておらず、したがって有効性テストはさらに困難だとみなされる可能性があるからです。2005 年に IAS 第 39 号が最初に適用された際、要件の充足が困

難なために、ヘッジ会計を適用しないことにした企業がありました。しかし現在では、ヘッジ会計を再検討したいと考える企業が増加しており、我々に助言を求めています。

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号  
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)  
電話: 03-6858-0179(直通)  
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.